

2月

日 月 火 水 木 金 土

				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第127号を発行させていただきます。確定申告の時期が近づいてきました。今年は閏年で2月が1日多いですが、早めに申告を済ませられるよう段取りしていただければと思います。

今月は以前に撮影していた南部梅林の写真を中心に掲載させていただきます。



(写真は、南部梅林で撮影した梅の花です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、R5年分の確定申告について、電子帳簿保存法改正についてその6を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 R5年分の確定申告について

令和5年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないといけない時期になり少しづつ気持ちが焦ってきてているのではないでしょうか。そこで、令和5年分の確定申告について簡単に説明させていただくことにします。

提出期間	申告所得税 令和6年2月16日から令和6年3月15日まで。 なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2月16日以前でも提出することは可能です。 ＊早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。 消費税 令和6年2月16日から令和6年4月1日まで。
納付	現金で納付される場合 申告所得税 令和6年3月15日まで 消費税 令和6年4月1日まで 振替納税を利用されている場合 申告所得税 令和6年4月23日 消費税 令和6年4月30日
延納	申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。 延納を届け出る額によっては利子税

(0.9%) が必要になる場合がございます。



(写真は、南部梅林で撮影した梅の花です)

前頁で現金納付と振替納税を取り上げましたが、現状ではそれ以外の納付方法もございますので、そちらの方法もご紹介いたします。

ダイレクト納付

- e-Tax により申告書を提出した後、事前に指定した 納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより国税を納付することが可能です。
- 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、預納も利用することができます。
- 個人の方については、金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することができます。

*ダイレクト納付を利用する場合には、事前に「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を税務署に提出する必要があります。

インターネットバンキングでの納付

- 事前に e-Tax の利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することができます。
- インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たって、電子証明書は不要です。

*e-Tax を利用するには、事前に「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出する必要があります。インターネットを利用して書類の作成・提出をするのが便利です。

クレジットカードでの納付

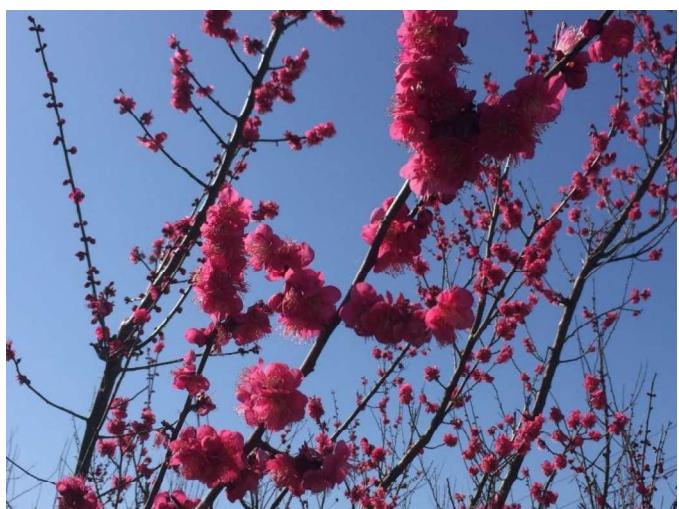
- 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。

*クレジットカードでの納付をする場合には、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスする必要があります。

スマホアプリでの納付

- スマートフォン決済専用の Web サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する「スマホアプリ納付」が利用可能です。
- 時間を気にせず、場所を選ばず、納付手続が行えます。
- 決済手数料はかかりません。
- 事前の手続なしで、スマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の各窓口で納付する場合は、利用できません。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
- 領収書は発行されません。

*スマホアプリでの納付をする場合には、「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする必要があります。



(写真は、南部梅林で撮影した梅の花です)

ここからは、R5年10月からのインボイス制度開始に伴う消費税の申告の変更点などを簡単にご説明させていただきます。

○2割特例を利用する場合

基準期間のR3年の課税売上高が1,000万円以下の事業者がインボイス発行事業者の届出をした場合に利用できる特例のことで、この特例を利用する場合には、**消費税申告書の第一表の「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」のチェックボックスに「〇」を付して表示しないといけません。**

【留意点】

- ・この特例を適用するための事前の届け出は不要です
- ・2年間継続して適用しないといけないという縛りはありません
- ・簡易課税・本則課税ともに選択適用可能です

付表6 税率別消費税額計算表【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用】を利用して納付額の計算をします。

あと気を付けないといけないのは、9月末までの売上については消費税の納付計算をする必要はなく、**10月から12月の売上に対してのみ消費税の納付計算をすることになります**ので、間違えないようにしてください。

申告書を作成する場合には、2割特例を選択適用した方が納付税額が少なくなるのかどうかを検討していただく必要があります。



(写真は、南部梅林からの眺望です)

○簡易課税での申告の場合

基準期間のR3年の課税売上高が1,000万円以下の事業者がインボイス発行事業者の届出の他に簡易課税の選択届を提出していた場合には、前述の2割特例と簡易課税とどちらが消費税の納付額が少なくなるのかを検討していただく必要があります。

上記以外の個人事業者で簡易課税を選択している場合には、インボイス制度開始後もほとんど影響はございませんで、それほど気にしていただく必要はありません。

○本則課税での申告の場合

基準期間のR3年の課税売上高が1,000万円以下の事業者がインボイス発行事業者のみを提出していた場合には、前述の2割特例と本則課税とどちらが消費税の納付額が少くなるのかを検討していただく必要があります。

本則課税での消費税の納付計算はインボイス制度開始以後の10月～12月の計算がこれまでより複雑になってますので、会計ソフトを利用せずに計算をする場合には、かなり時間がかかります。

具体的には、10月からの仕入などの経費の領収書等を集計する場合に

- ・消費税率10%（インボイス番号あり）
- ・消費税率8%（軽減税率）（インボイス番号あり）
- ・消費税率10%（インボイス番号なし）
- ・消費税率8%（軽減税率）（インボイス番号なし）

などに分けて集計したうえで「課税取引金額集計表」の該当箇所に金額を記載して計算を進めていきます。

課税取引金額集計表は、「令和5年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（一般用）」に掲載されておりますので、ご覧になっていたければと思います。

【参考文献】

- ・令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き
- ・令和5年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（一般用）

3 電子帳簿保存法改正について その6

先月に引き続きまして、国税庁にて作成された「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」から取り上げて説明させていただきます。

パソコンやプリンタを保有しておらず、スマートフォンのみで取引を行っている場合には、どのように電子取引データ保存への対応をすればいいでしょうか。

スマートフォンで授受（メールやインターネット上表示された領収書等をダウンロード）した電子取引データを保存する場合も、検索機能を確保するとともに、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付けておくなどの対応が必要になります。

なお、電子取引データの保存時に満たすべき要件にはプリンタの備付けも含まれていますが、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合であっても、近隣の有料プリンタ等により税務職員の求めに応じて速やかに出力するなどの対応ができれば、プリンタを備え付けているものと取り扱って、差支えありません。

*スマートフォンの場合、具体的には、スマートフォン内やクラウドに保存したデータに通し番号等を付した上で保存し、スマートフォン内の表計算ソフトアプリで索引簿を作成するなどにより検索機能を確保するとともに「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付けておくなどの対応が必要になります。

スマートフォンのみで取引をしている場合でも電子取引を上記のように保存しないといけなくなりましたので、該当する事業者は対応を考えていただく必要がございます。

【参考文献】

- ・国税庁発行リーフレット 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」



(写真は、南部梅林で撮影した梅の花です)

4 編集後記

事務所の小さいベランダで育てている梅の花の盆栽の写真を掲載させていただきます。



ベランダで数輪咲いていたので、事務所内に移すと事務所内の室温の高さで一気に満開になりました。満開の時には、事務所に入ると梅の花のいい匂いでリラックスして仕事に取り組むことができました、事務所便り作成時点ではすでに散ってしまったので、残念ですが、また来年咲いてくれるまで大切に育てようと思います。

今は、梅の花の盆栽の代わりに同じく事務所のベランダで育てている沈丁花（じんちょうげ）の花が咲きだしたので、その花の香りで癒されております。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。